

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

## ○船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成14年船橋市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の申請)

第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書（第1号様式）とする。

2 条例第4条第2項第1号に規定する書面は、誓約書（第2号様式）とする。

3 条例第4条第2項第2号に規定する書類は、器具明細書（第3号様式）とする。

4 条例第4条第2項第3号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の位置を示す図面
- (2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (3) 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (4) 浄化槽の保守点検の業務に従事する者の名簿（第4号様式）

### (登録簿の閲覧又は謄本の交付の請求)

第3条 条例第5条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧又は謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧（謄本交付）請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

### (登録簿の閲覧)

第4条 登録簿の閲覧場所は、船橋市環境部廃棄物指導課内とする。

2 登録簿の閲覧日は、船橋市の休日を定める条例（平成元年船橋市条例第12号）第1条に規定する市の休日を除く日とし、その閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、閲覧日又は閲覧時間を変更することができる。

4 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。

5 市長は、前条及び前項の規定に違反する者、職員の指示に従わない者又は書類を損傷するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

### (変更の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定により届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者変更届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の浄化槽保守点検業者変更届出書には、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合 第2条第4項第3号の書類

(2) 条例第4条第1項第2号に掲げる事項（営業所の名称を除く。）に変更があった場合 同条第2項第2号の書類並びに第2条第4項第1号、第2号及び第4号の書類及び図面

(3) 条例第4条第1項第3号に掲げる事項に変更があった場合 登記事項証明書及び新たに役員となる者があるときは、その者が条例第6条第1項第1号から第4号まで

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書（第7号様式）

- (4) 条例第4条第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合 第2条第4項第2号及び第4号の書類

（廃業等の届出）

第6条 条例第8条第1項の規定により届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（営業所に備える器具）

第7条 条例第9条第2項の規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水素イオン濃度指数測定器具
- (2) 汚泥沈殿試験器具
- (3) 透視度計
- (4) 亜硝酸性窒素測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具（し尿のみを処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。）
- (6) 温度計
- (7) スカム測定器具
- (8) 汚泥厚測定器具
- (9) 残留塩素測定器具
- (10) 溶存酸素計
- (11) 混合液浮遊物質濃度計（し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。）
- (12) 顕微鏡

（研修）

第8条 条例第9条第4項の規則で定める研修は、浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を図るための研修であって、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 浄化槽行政の動向
- (2) 浄化槽の構造及び機能
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃
- (4) 千葉県内の浄化槽に関する普及の状況及び施策の展開の状況
- (5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査
- (6) その他浄化槽の保守点検に必要な事項

2 前項の研修は、次の各号に掲げる者のいずれかが実施するものとする。

- (1) 国、都道府県又は市町村
- (2) 法第57条第1項の規定による指定検査機関
- (3) 浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であって営利を目的としないもの
- (4) その他市長が定める法人

（標識）

第9条 条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称

## 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

- (2) 登録番号
  - (3) 登録の有効期間
  - (4) 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名
- 2 条例第10条に規定する標識は、船橋市浄化槽保守点検業者登録票（第9号様式）とする。

（帳簿の備付け）

第10条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式
  - (3) 浄化槽管理者から法第10条第3項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日（委託契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及び委託期間）
  - (4) 浄化槽の保守点検を実施した年月日
  - (5) 条例第9条第4項の研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日
- 2 浄化槽保守点検業者は、条例第11条に規定する帳簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては確認することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を次の各号に掲げる事項を記載した日から当該各号に掲げる期間保存しなければならない。
- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項 3年間
  - (2) 前項第5号に掲げる事項 5年間
- 3 前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- (1) 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
  - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 4 浄化槽保守点検業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できなければならない。

（身分を示す証明書）

第11条 条例第14条第3項に規定する証明書は、身分証明書（第10号様式）とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第4号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

附 則（平成18年3月31日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項に1号を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第17号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第31号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第61号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第1号様式

## 浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

㊟

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
法定代理人がある場合にあつては、申請者及び法定代理人の氏名又は名称並びに住所又は主たる事務所の所在地

第3条第1項 登  
船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 の規定により、  
第3条第3項 更新の

録

を受けたいので、関係書類を添付して次のとおり申請します。

登録

営業所の名称及び所在地	
法人にあつては、その役員の氏名	
法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名	
営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号	

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第2号様式

年 月 日

船橋市長 あて

住所  
氏名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名  
法定代理人がある場合にあつては、申請者及び法定代理人の氏名又は名称並びに住所又は主たる事務所の所在地

誓約書

\_\_\_\_\_は、船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第3号様式

## 器具明細書

営業所の名称		
器具の名称	方 式	数 量
1 水素イオン濃度指数測定器具		
2 汚泥沈殿試験器具		
3 透視度計		
4 亜硝酸性窒素測定器具		
5 塩素イオン濃度測定器具		
6 温度計		
7 スカム測定器具		
8 汚泥厚測定器具		
9 残留塩素測定器具		
10 溶存酸素計		
11 混合液浮遊物質濃度計		
12 顕微鏡		

備考 この書類は、営業所ごとに作成すること。



# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第5号様式

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧（謄本交付）請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

㊟

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
法定代理人がある場合にあつては、申請者及び法定代理人の氏名又は名称並びに住所又は主たる事務所の所在地）

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第3項の規定により、浄化槽保守点

検業者登録簿の 閱 覧  
を次のとおり請求します。  
謄本の交付

閲覧し、又は謄本の交付を受けようとする浄化槽保守点検業者の登録簿	氏名又は名称	
	住 所	
	登 録 番 号	
閲覧の目的又は謄本の使用目的		
謄本の請求の通数		

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第6号様式

## 浄化槽保守点検業者変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

㊟

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
法定代理人がある場合にあつては、申請者及び法定代理人の氏名又は名称並びに住所又は主たる事務所の所在地

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
1 氏名又は名称				
2 住所				
3 代表者の氏名				
4 営業所の名称				
5 営業所の所在地				
6 役員の氏名				
7 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号				

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第7号様式

年 月 日

船橋市長 あて

名称  
代表者の氏名

㊞

## 誓約書

新たに役員となった者は、船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第8号様式

## 浄化槽保守点検業者廃業等届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

㊟

法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
法定代理人がある場合にあつては、申請者及び法定代理人の氏名又は名称並びに住所又は主たる事務所の所在地

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽保守点検業者であつた者の氏名又は名称	
登録番号	
廃業等の年月日	
廃業等の理由	

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第9号様式

船橋市浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	
営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名	

備考 大きさは、縦が30センチメートル以上、横が40センチメートル以上とする。

# 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第10号様式

		第	号
写  真	身 分 証 明 書		
	所 属		
	職		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日生
上記の者は、船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。			
		年	月 日発行
船橋市長			印

備考 大きさは、縦が6.5センチメートル、横が9センチメートルとする。